

事 務 連 絡
平成27年3月5日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

平成27年度における日本脳炎の定期の予防接種の
積極的な接種勧奨の取扱いについて

標記について、第6回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（平成27年1月15日開催）の審議結果を踏まえ、下記のとおり、取り扱うこととしたので、貴職におかれては、貴管内市区町村及び接種医療機関に周知いただきますようお願いいたします。なお、本件については、おって健康局長通知を発出することを申し添えます。

記

- 1 日本脳炎に係る第1期の初回接種及び第1期の追加接種（以下「1期接種」という。）を受けていない者への対応については、平成23年度から積極的な接種勧奨を行ってきたところ、平成26年度末をもって終了すること。
- 2 平成27年度に18歳となる者（平成9年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者）については、日本脳炎に係る第2期の予防接種（以下「2期接種」という。）の接種勧奨が十分に行われていなかったことから、平成27年度中において、2期接種の積極的な接種勧奨を行うこと。
- 3 日本脳炎の積極的な接種勧奨の差し控えが行われていた期間に定期の予防接種の対象者であった者のうち、1期接種を受けていたものに対しては、市町村長は、実施可能な範囲で、2期接種の積極的な勧奨を行っても差し支えないこと。